## 大門睦會規約

第1章 総則

第1条 名 称

この会は、「大門睦會」と称する。

第2条 事務局の所在

この会の事務局は、さいたま市緑区大門に置く。

第2章 会員

第3条 会員の条件

この会は、さいたま市緑区大門地区(上地区、中地区、下地区、南地区、下野田地区、玄蕃地区、野台地区)に居住している者、もしくは地区内の職場に勤務する者、本会の主旨に賛同する者で、地域以外でも会がそれを認め、所定の手続きをした者を会員とする。(※会員の地域外への引越などによる地域外居住者)

第3章 目的及び活動

第4条 目的及び活動

この会の目的及び活動は次の通りとする。

- 1. 「大門八坂神社例祭」神輿渡御参加。
- 2. 「浦和まつり神輿渡御」神輿渡御参加。
- 3. 1と2に協力して頂いた他団体への、互助目的での神輿渡御及び行事参加。
- 4. 1と2の活動を通じて、地域住民の互助と親睦をはかり会員相互の融和と活性化に努め、健全で文化的な町造りを目指す。

第4章 役員

第5条 役員

この会は、次の役員を置く。

任期は2年とする。再任は妨げないものとする。

- 1. 会長 1 名
- 2. 副会長 2名
- 3. 会計 1名
- 4. 会計補佐 1名
- 5. 会計監査 2名
- 6. 地区役員 若干名

なお、役員会の推薦の後、総会にて承認を得た後、「顧問」、「相談役」を設けることが出来る。

### 第6条 役員の任務

- 1. 会長はこの会の代表として会務を総括する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、場合により会長の代行を務めることとする。
- 3. 会計は会の活動における支出入の帳簿を作成し、適切に管理を行う。
- 4. 会計監査は会計担当が作成、管理した帳簿及び決算書の監査を行う。
- 5. 地区役員は各行事の運営及び会費の徴収に当たる。

#### 第7条 その他の役員

この会は顧問、相談役を置くことができる。

顧問、相談役は会の主旨を理解し協力しうるもので役員会の推薦を経て会長が委任する。

#### 第5章 会議

#### 第8条 会議の開催

この会は会議を分けて、定期総会(臨時総会)及び役員会、例会とする。

総会は年1回2月から3月に開催する。又、役員会で必要と認められたとき会長が臨時総会を招集することができる。総会は、この会の最高決議機関であり、出席者の過半数の賛成を得て決議するものである。委任状は、総会の議決においてその効力を生ずる。

#### 第9条 総会に提出すべき事項

- 1. 収支決算と予算の審議承認
- 2. 活動報告及び事業報告と計画案の審議・承認
- 3. 役員の選出・承認
- 4. 会則・規約の改正
- 5. その他運営に必要な事項

#### 第10条 役員会の開催

役員会は第5条に定める役員によって構成され随時これを開催する。又、役員会は総会に次ぐ議決機関とし、次の事項は役員会の決議を有する。

- 1. 総会提出議題に附議すべき事項
- 2. その他、活動に関し重要な事項

#### 第11条 例会の開催

例会は、会員からの要請があれば随時開催する。但し例会の設置運営は役員が決定する。

第6章 会の統制・退会・脱会

第12条 会の統制について

- 1. 会員は第4条の活動において必ず会半纏を着用する。
- 2. 個人半纏及び、それに準ずる半纏は神輿を担ぐ時には着用を禁ずる。
- 3. 他団体へ神輿渡御参加時は、各団体の指定する半纏で担ぐこととする。
- 4. 会長が許可した半纏はその場に限り着用することができる。
- 5. 半纏を譲渡する者は会の許可を受ける。

#### 第13条 退会・脱会の手続き

次の手続きに関しては、以下の通り所定の手続きによるものとする。

#### 1. 退会

- (1) まったく活動できない方。
- (2) 会の活動参加がなく2年以上年会費が未納で事務局が再度通知したにもかかわらず、期日まで納入がない場合には自動的に退会とする。

#### 2. 脱会

会の主旨に賛同できない行動・言動・その他名誉を著しく汚す行為のあったときに は、役員会を開き除名させる場合もある。

#### 第7章 会費

第14条 会費

会員は、次に定める年会費を会計の示す所定の方法で納付しなければならない。但 し、役員会において必要と認めたる時には、臨時会費を徴収する事ができる。

年会費2,000円

#### 第18条 会費の徴収

地区役員が回収し、6月に開かれる定例役員会にて会計へ納める。

#### 第8章 会計

第19条 運営経費

この会の運営経費は、会員の年会費・補助金・寄付金及びその他の収入金をもってこれにあてる。

#### 第20条 支出

- 1. 支出に関しては、第4条に規定した目的及び活動に限る。なお、第4条の3.4. の支出に関しては、前年度の総収入の35%を上限とする。
- 2. 第4条の3. の互助目的での神輿渡御参加については、参加会員の交通費等を1日の参加で、1人あたり2,000円を上限に補助する。また、互助目的での神輿渡御参加対象に当たる団体及び渡御名称は、別表にて規定するものとする。
- 3. 第4条の3. の互助目的での神輿渡御参加に際し、団体及び渡御に対してのお祝い金として1回の参加で、5,000円を支出する。また、互助目的での神輿渡御参加対象に当たる団体及び渡御名称は、別表にて規定するものとする。

#### 第21条 慶弔費関係

慶弔費に関して、次の様に定める。

1. 「大門睦會」

役員(本人、両親、配偶者、子)10,000円

2. 「互助目的で神輿渡御に参加している他団体」

会長・副会長及び三役に相当する役員(本人、両親、配偶者、子)10,000円

## 第22条 会計年度

この会の活動及び会計年度は毎年1月1日に始まり12月31日を持って終わる。 次期総会までに会計監査を行い、総会にて承認を受ける。

第9章 会則の改正

第23条 会則の改正

会則の改正変更は総会で出席者の過半数の決議を以て改正される。

附 則 この会の規約は平成26年3月10日より適用する

# 第20条2.に関する別表

# 互助目的での神輿渡御参加対象に当たる団体及び渡御名称

	神輿渡御名称	団体名	備考
1	三社祭	駒込神明會	5月中旬
2	鳥越祭	三桂町会	6月上旬
3	本郷町夏祭り	本郷町会	7月中旬
4	氷川神社例大祭	大宮燕會	7月31日~8月2日
5	八王子まつり	八王子和會	8月上旬
6	原山祭り 神輿渡御	原山みこし会	8月上旬
7	人形のまち岩槻まつり	岩槻祭友會	8月中旬~下旬
8	駒込天祖神社例大祭	駒込神明會	9月中旬
9	小谷野神社例大祭	堀切小谷野會	9月中旬
10	赤城神社例大祭	改代町会	9月中旬
11	前橋まつり	前橋東明會	10 月上旬~中旬
12	氷川の杜・大宮連合渡御	大宮燕會	11 月上旬
13		絆睦會	